

兵庫県公報

平成27年3月31日 火曜日 第9号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	2
○ 兵庫県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則（社会福祉課）	6
○ 身体障害者福祉規則の一部を改正する規則（障害福祉課）	7
○ 建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課）	7
○ 建築基準条例第27条の5の規定に基づく適用の除外に関する規則の一部を改正する規則（同）	8
○ マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則（同）	8
○ 都市計画に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（同）	9
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	10
告 示	
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部改正（会計課）	23
○ 平成21年兵庫県告示第427号の3（収入証紙条例施行規則に規定するその他の証明手数料）の一部改正（同）	24
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（同）	24

公布された法令のあらまし

●兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第18号）

兵庫県税条例の一部改正により、宅地建物取引業者において住宅性能向上改修住宅として自己の居住の用に供する個人に譲渡した改修工事対象住宅の取得に係る不動産取得税の減額措置が設けられること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則（規則第19号）

生活保護法に規定する要保護者の入院の要否の判定をより迅速に行うことができるよう、本庁嘱託医の意見をもとに最終的な判定を行うこととし、当該判定に係る調査審議を行うために設置している兵庫県社会福祉審議会生活保護医療扶助審査専門分科会を廃止することとした。

●身体障害者福祉規則の一部を改正する規則（規則第20号）

国の身体障害認定要領の一部改正により、身体障害者手帳を所持していない者に対する身体障害者手帳の交付に係る医師の診断において、最も重い聴覚に係る障害の級別である2級相当に該当する旨の意見を付す場合におけるその者に対して実施した聴覚検査について、その検査の方法及び所見を診断書に記載することとされることを踏まえ、当該診断に係る診断書の様式に当該検査の方法及び所見の項目を設けることとした。

●建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（規則第21号）

建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正により、建築基準法令の規定の適用を受けない建築物を敷地外へ移転する場合において交通、安全等に支障がないと知事が認定するときは当該建築物に建築基準法令の規定を適用しないこととされること等に伴い、当該認定の申請書に添付する図書を定める等所要の整備を行うこととした。

●建築基準条例第27条の5の規定に基づく適用の除外に関する規則の一部を改正する規則（規則第22号）

建築基準条例の一部改正に伴い、同条例の引用条文を改めることとした。

●マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則（規則第23号）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の規定に基づき、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の規定によるマンションの除却の必要性の認定の申請に係る添付書類等規則に委任された事項を定めることとした。

●都市計画に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第24号）

都市計画法施行条例の一部改正により、市街化調整区域における多様な課題に柔軟に対応することができるよう、建築物の建築等の目的を限った開発行為の許可の制度を拡充し、予定建築物の用途を限った開発行為の

許可の制度を廃止すること等に伴い、当該制度に係る規定を削除する等所要の整備を行うこととした。

●収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第25号）

- 1 使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、食品衛生法に関する手数料に食品衛生管理者養成施設登録申請手数料が追加されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 警察手数料徴収条例の一部改正により、道路交通法に関する警察手数料のうち、運転免許試験手数料等の金額が改められることに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第18号

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第20条の表書類の種類欄中「並びに」を「及び」に、「及び第59条の2第2項」を「、第59条の2第2項又は附則第17条の2第2項」に、「又は第59条の7第4項」を「、第59条の7第4項又は附則第17条の2第4項」に、「又は第59条の7第8項」を「、第59条の7第8項又は附則第17条の2第8項」に改める。

附則第9項（見出しを含む。）中「附則第21条の2の4第8項」を「附則第21条の2の4第12項」に改め、同項第1号中「附則第21条の2の4第1項から第3項まで」を「附則第21条の2の4第1項から第5項まで」に、「第5号」を「第6号」に改め、同項第2号中「附則第21条の2の4第4項から第6項まで」を「附則第21条の2の4第6項から第8項まで」に改め、同項第3号中「附則第21条の2の4第7項」を「附則第21条の2の4第9項から第11項まで」に、「附則第12条の2の5第7項第2号及び第3号」を「附則第12条の2の5第9項第2号から第4号まで、第10項及び第11項第3号から第5号まで」に改める。

様式第36号1ページの部中「及び第59条の2第2項」を「、第59条の2第2項又は附則第17条の2第2項」に、

「3 耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅の取得」を

「3 耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅の取得

4 宅地建物取引業者において住宅性能向上改修住宅として自己の居住の用に供する個人に譲渡した改修工事対象住宅の取得」

に改め、同様式3ページの部を次のように改める。

3ページ

3 耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅の減額の申告

条例第59条の2第2項（耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅）の不動産取得税の減額の規定が適用されるべきことを申告します。

耐震基準不適合既存住宅の取得	年	月	日
耐震基準不適合既存住宅の耐震改修着工	年	月	日
耐震基準不適合既存住宅の耐震改修完了	年	月	日
耐震基準不適合既存住宅を取得した者の取得後の居住の有無	有 無		
添付書類			
1 当該住宅につき耐震改修を行ったことを証明するに足りる書類（耐震改修工事請負契約書、建築基準法の規定による確認済証及び検査済証の写し等）			

- | |
|---------------------------------------|
| 2 当該住宅の耐震基準適合証明書 |
| 3 当該住宅を取得した者の自己の居住の用に供することを証明するに足りる書類 |
| 4 当該住宅の登記事項証明書等 |
| 5 当該住宅の譲渡契約書の写し等 |
| 6 当該住宅の家屋課税台帳登録価格（固定資産評価額）証明書 |

4 宅地建物取引業者において住宅性能向上改修住宅として自己の居住の用に供する個人に譲渡した改修工事対象住宅の取得

条例附則第17条の2第2項（宅地建物取引業者において住宅性能向上改修住宅として自己の居住の用に供する個人に譲渡した改修工事対象住宅）の不動産取得税の減額の規定が適用されるべきことを申告します。

改修工事対象住宅の取得	年	月	日
改修工事対象住宅の改修工事着工	年	月	日
改修工事対象住宅の改修工事完了	年	月	日
住宅性能向上改修住宅の譲渡	年	月	日
住宅性能向上改修住宅を譲り受けた個人の譲受け後の居住の有無	有 無		

添付書類

- 当該改修工事対象住宅につき改修工事を行ったこと及び当該改修工事に要した費用の額を証明するに足りる書類（改修工事請負契約書（費用の明細が記載された書類を含む。）及び領収証書の写し等）
- 当該住宅性能向上改修住宅の床面積及び新築された年月日を証明するに足りる書類（登記事項証明書等）
- 当該住宅性能向上改修住宅の耐震基準適合証明書（当該住宅性能向上改修住宅が昭和57年1月1日前に新築されたものである場合に限る。）
- 当該住宅性能向上改修住宅を個人に譲渡したこと及び当該譲渡の対価の額を証明するに足りる書類（譲渡契約書の写し等）
- 住宅性能向上改修住宅を譲り受けた個人が自己の居住の用に供することを証明するに足りる書類（当該個人が当該住宅性能向上改修住宅につき登録免許税の軽減措置を受けるために交付を受けた住宅用家屋証明書の写し等）
- 当該改修工事対象住宅の家屋課税台帳登録価格を証明するに足りる書類（固定資産評価証明書等）

（日本工業規格 A列4番）

様式第36号に4ページの部として次のように加える。

4 ページ

御注意

- 「耐震基準適合既存住宅」とは、既存住宅（中古住宅で床面積が50平方メートル以上240平方メートル以下のものをいいます。）のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいいます。
 - 昭和57年1月1日以後に新築されたものであること。
 - 耐震基準（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準をいいます。）に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものであること。
- 「特例適用住宅」とは、新築住宅で床面積が50平方メートル（戸建以外の貸家住宅にあっては40平方

メートル、サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅にあっては30平方メートル)以上240平方メートル以下のものをいいます。

- 3 「耐震基準適合既存住宅等」とは、耐震基準適合既存住宅及び新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもののうち、当該特例適用住宅に係る土地について条例第56条第1項に規定する特例適用住宅用土地の減額の適用を受けるもの以外のものをいいます。
- 4 「耐震基準不適合既存住宅」とは、既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいいます。
- 5 「耐震改修」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第2項に規定する耐震改修（一部の除却及び敷地の整備を除く。）をいいます。
- 6 「改修工事対象住宅」とは、新築された日から10年以上を経過した住宅（共同住宅等にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいいます。）であって、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいいます。
- 7 「改修工事」とは、安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する修繕等の工事であって、地方税法施行令附則第9条の3第1項に規定するものをいいます。
- 8 「住宅性能向上改修住宅」とは、改修工事を行った改修工事対象住宅のうち、床面積が50平方メートル以上240平方メートル以下であって、1(1)又は(2)に該当するものをいいます。

参考事項

次のような場合は、この不動産取得申告書と併せて不動産取得税徴収猶予申告書が必要です。

- 1 土地を取得した日から2年（土地の取得が平成28年3月31日までに行われた場合にあっては、3年（当該土地の取得が平成16年4月1日から平成28年3月31日までの間に行われた場合で、当該土地の上に新築される特例適用住宅が居住の用に供するために独立的に区画された部分が100以上ある共同住宅等であって、当該土地を取得した日から当該共同住宅等が新築されるまでの期間が3年を超えると見込まれることについてやむを得ない事情があると知事が認める場合にあっては、4年）以内にその土地の上に特例適用住宅を新築する予定である場合
- 2 土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅を取得する予定である場合
- 3 耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき証明を受け、かつ、当該住宅を自己の居住の用に供する予定である場合
- 4 不動産を取得した日から1年以内に取得した不動産以外の不動産を公共事業の用に供するため収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けて移転する予定である場合
- 5 譲渡担保財産の設定の日から2年以内にその譲渡担保財産である不動産を設定者に移転する予定である場合
- 6 宅地建物取引業者において、改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について改修工事を行い、当該改修工事を行った住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供する予定である場合

様式第41号1ページの部中

「8 土地改良区の換地の取得」

を

「8 土地改良区の換地の取得

9 宅地建物取引業者において住宅性能向上改修住宅として自己の居住の用に供する個人に譲渡する改修工事対象住宅の取得」

に、「1から8まで」を「1から9まで」に改め、同様式4ページの部に次のように加える。

- 9 宅地建物取引業者において住宅性能向上改修住宅として自己の居住の用に供する個人に譲渡する改修工事対象住宅の取得

改修工事対象住宅の取得	年	月	日
改修工事対象住宅の改修工事着工予定	年	月	日

改修工事対象住宅の改修工事完了予定		年	月	日
住宅性能向上改修住宅の譲渡予定		年	月	日
住宅性能向上改修住宅を譲り受ける個人の譲受け後の居住の有無			有	無
添付書類				
1 当該改修工事対象住宅につき改修工事を行うこと及び当該改修工事に要する費用の額並びに当該改修工事対象住宅の取得の日から2年以内に当該改修工事が完了することを証明するに足りる書類（改修工事請負契約書（費用の明細が記載された書類を含む。）等）				
2 当該改修工事対象住宅が新築された年月日を証明するに足りる書類（登記事項証明書等）				
3 当該改修工事対象住宅の家屋課税台帳登録価格を証明するに足りる書類（固定資産評価証明書等）				

様式第42号 1 ページの部中

「9 土地改良区の換地の取得」

を

「9 土地改良区の換地の取得

10 宅地建物取引業者において住宅性能向上改修住宅として自己の居住の用に供する個人に譲渡した改修工事対象住宅の取得」

に改め、同様式 2 ページの部中「1 から 9 まで」を「1 から 10 まで」に、

「3 耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅の取得

耐震基準不適合既存住宅の取得		年	月	日
耐震基準不適合既存住宅の耐震改修完了		年	月	日
耐震基準不適合既存住宅を取得した者の取得後の居住の有無			有	無
添付書類				
1 当該住宅の耐震基準適合証明書				
2 当該住宅を取得した者の自己の居住の用に供することを証明するに足りる書類				
3 当該住宅の登記事項証明書等				
4 当該住宅の譲渡契約書の写し等				
5 当該住宅の家屋課税台帳登録価格（固定資産評価額）証明書				

を

「3 耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅の取得

耐震基準不適合既存住宅の取得		年	月	日
耐震基準不適合既存住宅の耐震改修着工		年	月	日
耐震基準不適合既存住宅の耐震改修完了		年	月	日

耐震基準不適合既存住宅を取得した者の取得後の居住の有無	有 無
添付書類 1 当該住宅につき耐震改修を行ったことを証明するに足りる書類（耐震改修工事請負契約書、建築基準法の規定による確認済証及び検査済証の写し等） 2 当該住宅の耐震基準適合証明書 3 当該住宅を取得した者の自己の居住の用に供することを証明するに足りる書類 4 当該住宅の登記事項証明書等 5 当該住宅の譲渡契約書の写し等 6 当該住宅の家屋課税台帳登録価格（固定資産評価額）証明書	

に改め、同様式 5 ページの部中「(日本工業規格 A列 4 番)」を削り、同部に次のように加える。

10 宅地建物取引業者において住宅性能向上改修住宅として自己の居住の用に供する個人に譲渡した改修工事対象住宅の取得

改修工事対象住宅の取得	年 月 日
改修工事対象住宅の改修工事着工	年 月 日
改修工事対象住宅の改修工事完了	年 月 日
住宅性能向上改修住宅の譲渡	年 月 日
住宅性能向上改修住宅を譲り受けた個人の譲受け後の居住の有無	有 無
添付書類 1 当該改修工事対象住宅につき改修工事を行ったこと及び当該改修工事に要した費用の額を証明するに足りる書類（改修工事請負契約書（費用の明細が記載された書類を含む。）及び領収証書の写し等） 2 当該住宅性能向上改修住宅の床面積及び新築された年月日を証明するに足りる書類（登記事項証明書等） 3 当該住宅性能向上改修住宅の耐震基準適合証明書（当該住宅性能向上改修住宅が昭和57年1月1日前に新築されたものである場合に限る。） 4 当該住宅性能向上改修住宅を個人に譲渡したこと及び当該譲渡の対価の額を証明するに足りる書類（譲渡契約書の写し等） 5 住宅性能向上改修住宅を譲り受けた個人の自己の居住の用に供することを証明するに足りる書類（当該個人が当該住宅性能向上改修住宅につき登録免許税の軽減措置を受けるために交付を受けた住宅用家屋証明書の写し等） 6 当該改修工事対象住宅の家屋課税台帳登録価格を証明するに足りる書類（固定資産評価証明書等）	

(日本工業規格 A列 4 番)

附 則

この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。



兵庫県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第19号

兵庫県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

兵庫県社会福祉審議会規則（平成12年兵庫県規則第64号）の一部を次のように改正する。
第5条第1項第3号を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



身体障害者福祉規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第20号

身体障害者福祉規則の一部を改正する規則

身体障害者福祉規則（昭和39年兵庫県規則第30号）の一部を次のように改正する。
様式第3号聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状況及び所見（該当するものを○で囲むこと。）
の部中

「注 乳幼児でオージオグラムが得られない場合は、次の項目を記載してください。

- ア ABR：反応（+，-） 音圧 _____dB_nHL. _____dB_{sp}L
- イ COR：（騒音計で測ったdBA値をそのまま（2）のオージオグラムに△で記入すること。）
- ウ 聴性行動反応 音源 _____、音の強さ _____
- エ 特別支援学校、訓練所等の通学等の有無〔有（いつから _____）・無〕
- オ 補聴器の使用の有無〔有（いつから _____）・無〕

を

「注 1 乳幼児でオージオグラムが得られない場合は、次の項目を記載してください。

- ア ABR：反応（+，-） 音圧 _____dB_nHL. _____dB_{sp}L
- イ COR：（騒音計で測ったdBA値をそのまま（2）のオージオグラムに△で記入すること。）
- ウ 聴性行動反応 音源 _____、音の強さ _____
- エ 特別支援学校、訓練所等の通学等の有無〔有（いつから _____）・無〕
- オ 補聴器の使用の有無〔有（いつから _____）・無〕

2 身体障害者手帳を所持していない者について、意見書に聴覚に係る障害の級別が2級相当に該当する旨の意見を付す場合は、その者に対して実施した聴覚の検査に係る次の項目を記載してください。

- ア 検査方法 _____
- イ 検査所見 _____

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第21号

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）の一部を次のように改正す

る。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(8) 建築基準条例第27条の 8 第 1 項の規定により同項各号に規定する範囲内において既存の建築物を増築し、改築し、又は大規模の修繕若しくは模様替をしようとする場合にあっては、様式第 4 号の調書 第11条第 2 項第 1 号イ中「出合甲、出合乙、出合丙、出合丁」を「中瀬、轟、出合、安井、鶴縄」に改め、同項第 2 号イ中「大屋町中」の右に「、大屋町由良」を、「大屋町和田」の右に「、大屋町明延」を加え、同項第 4 号ア及び同項第 5 号ア中「小坂」の右に「、市山」を加え、「町之田」を「町ノ田」に改める。

第12条第 1 項第 8 号中「第57条の 4 第 1 項」を「第57条の 4 第 1 項ただし書」に改め、「第60条の 2 第 1 項第 3 号」の右に「、第60条の 3 第 1 項ただし書」を加える。

第18条第 1 項に次の 1 号を加える。

(6) 政令第137条の16第 2 号の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

- ア 付近見取図
- イ 配置図
- ウ 各階平面図
- エ 2 面以上の立面図
- オ 様式第 3 号又は様式第 4 号の調書

第22条第 1 号中「第 7 条の 6 第 1 項第 1 号」を「第 7 条の 6 第 1 項第 2 号」に、「承認があった」を「認定を受けようとする」に改める。

様式第 3 号及び様式第 4 号中「第 2 条」の右に「、第18条」を加える。

附 則

この規則は、平成27年 6 月 1 日から施行する。ただし、第11条第 2 項及び第12条第 1 項第 8 号の改正規定は、公布の日から施行する。



建築基準条例第27条の 5 の規定に基づく適用の除外に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第22号

建築基準条例第27条の 5 の規定に基づく適用の除外に関する規則の一部を改正する規則

建築基準条例第27条の 5 の規定に基づく適用の除外に関する規則（平成11年兵庫県規則第13号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第27条の 5」を「第27条の11」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 6 月 1 日から施行する。



マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則をここに公布する。
平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第23号

マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）の規定に基づき、規則に委任された事項を定めるものとする。

(マンションの除却の必要性の認定の申請に係る添付書類等)

第 2 条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）第102条第 1 項の規定による認定の申請を行う場合においては、省令第49条第 1 項第 3 号の規定により知事が規則で定める書類は、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターその他の知事がマンションの地震に対する安全性に関する評価を行う技術的能力を有すると認められた者が、当該申請に係るマンションについて、法第102条第 2 項

の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類とし、省令第49条第1項第2号の構造計算書を添えることを要しない。

(マンションの容積率の特例の許可の申請に係る添付図書)

第3条 省令第52条第1項の規定により知事が規則で定める図書は、法第105条第1項の許可の申請に係る次に掲げる図書とする。

- (1) 理由書
- (2) 省令第50条に規定する除却の必要性に係る認定通知書又はその写し
- (3) マンションの付近見取図
- (4) マンションの配置図
- (5) マンションの各階平面図
- (6) マンションの2面以上の立面図
- (7) マンションの2面以上の断面図
- (8) マンションの敷地の外周から300メートル以内の土地の区域内にある建築物の位置及び用途並びに当該土地の利用の状況を示した図面
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



都市計画に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第24号

都市計画に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

都市計画に関する手続等を定める規則（昭和45年兵庫県規則第42号）の一部を次のように改正する。

本則（第6条の5第2項第4号及び第5号を除く。）、別表第1の規定及び様式（様式第14号及び様式第15号を除く。）中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第4条中「第16条」を「第16条第1項」に、「省令第17条に規定する添付図書」を「法第30条第2項に規定する書面及び図書」に改め、同条第2号中「地籍図」を「不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面（以下「地図等」という。）の写し」に改める。

第6条の5第1項第3号中「第2項第4号」を「第2項第4号アからオまで」に改め、同条第2項第4号中「条例第8条第2項第1号又は第3号に規定する申出に係る土地利用計画にあつては、次に掲げる区域」を「土地利用計画の区域内における次に掲げる区域の配置」に改め、同項第5号中「第8条第2項第2号に規定する申出に係る土地利用計画にあつては、条例第7条第3号」を「第7条第2号」に改め、「建築物」の右に「の用途」を加え、同条第3項中「第8条第5項において準用する条例第5条第8項」を「第8条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）」に改める。

第6条の6第2項中「別表第1の1の項」を「別表1の項」に改め、同条第4項中「別表第1の2の項」を「別表2の項」に改め、同条第6項中「別表第1の3の項」を「別表3の項」に改め、同条第7項中「別表第1の4の項」を「別表4の項」に改め、同条第8項中「別表第1の5の項」を「別表5の項」に改め、同条第10項中「別表第1の6の項」を「別表6の項」に改め、同条第11項中「別表第1の7の項」を「別表7の項」に改め、同条第12項中「別表第1の8の項」を「別表8の項」に改め、同条第13項中「別表第1の9の項」を「別表9の項」に改め、同条第17項中「別表第1の10の項」を「別表10の項」に改める。

第6条の7を削り、第6条の7の2を第6条の7とする。

第8条第1項中「場所の付近見取図」を「次に掲げる図書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

第8条第2項中「当該建築」を「当該申請」に改め、同条第4項中「用途別現況図及び付近見取図」を「次に掲げる図書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 付近見取図

(2) 用途別現況図

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

第8条の2第1項中「当該建築」を「当該申請」に改め、同項第2号中「地籍図」を「地図等の写し」に改め、同項第6号中「建築計画平面図」を「平面図」に改める。

第9条中「生じた日から7日以内に」を「発生後遅滞なく」に改める。

第10条第3号中「地籍図」を「地図等の写し」に改める。

第17条第3号中「地籍図」を「地図等の写し」に改め、同条第7号中「建築計画平面図」を「平面図」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

様式第4号中

「

開発行為許可標識		
年	月	日
許可番号	第	号

」

を

「

開発行為許可標識		
開発許可の年月日 及び番号	年	月 日 第 号

」

に、「工事場所の所在及び地番」を「開発区域に含まれる地域の名称」に、「施行面積」を「開発区域の面積」

に、「事業主 住所 氏名」を「許可を受けた者の住所及び氏名」に、「工事施工者 住所 氏名」を「工事施工者

の住所及び氏名」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の都市計画に関する手続等を定める規則（以下「改正後の規則」という。）第8条第1項及び第4項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する同条第1項の開発工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認申請書又は同条第4項の予定建築物等以外の建築物若しくは特定工作物の新築若しくは新設又は建築物の用途変更等許可申請書に添付すべき図書について適用する。

3 改正後の規則様式第4号の規定は、施行日以後に改正後の規則第6条（改正後の規則第6条の10において準用する場合を含む。）の規定に基づき掲示する開発行為許可標識について適用する。



収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第25号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第3に掲げるもの）の項16(3)から(6)までを次のように改める。

- (3) 宅地建物取引士資格登録簿登録手数料
- (4) 宅地建物取引士資格登録移転申請手数料
- (5) 宅地建物取引士証交付申請手数料

(6) 宅地建物取引士証有効期間更新申請手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第 3 に掲げるもの）の項16(7)を削り、同項18を次のように改める。

18 歯科技工士法に関する手数料

歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第 4 に掲げるもの）の項 1 の 2 中(1)を(1)の 3 とし、(1)の 3 の前に(1)及び(1)の 2 として次のように加える。

(1) 食品衛生管理者養成施設登録申請手数料

(1)の 2 食品衛生管理者講習会登録申請手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第 4 に掲げるもの）の項20(1)の 2 を削り、同項20(3)の次に(3)の 2 として次のように加える。

(3)の 2 構造計算適合性判定手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第 4 に掲げるもの）の項20(11)を次のように改める。

(11) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第 4 に掲げるもの）の項29(3)及び(4)を次のように改める。

(3) 宅地建物取引士証書換え交付手数料

(4) 宅地建物取引士証再交付手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第 4 に掲げるもの）の項53(2)の次に(2)の 2 及び(2)の 3 として次のように加える。

(2)の 2 食鳥処理衛生管理者養成施設登録申請手数料

(2)の 3 食鳥処理衛生管理者講習会登録申請手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第 4 に掲げるもの）の項60を次のように改める。

60 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に関する手数料

(1) 第 1 種フロン類充填回収業者登録申請手数料

(2) 第 1 種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第 4 に掲げるもの)の項61中(4)を(7)とし、(7)の前に(5)及び(6)として次のように加える。

(5) 指定調査機関指定更新申請手数料

(6) 指定調査機関指定書書換え交付手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第 4 に掲げるもの)の項61中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(2)の前に(1)として次のように加える。

(1) 指定調査機関指定申請手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第 4 に掲げるもの）の項61の次に61の 2 として次のように加える。

61の 2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律に関する手数料

要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料

別表第 2 中 「

」

200円
400円
550円
600円
650円
850円
950円
1,000円
1,100円

200円
400円
500円
550円
600円
650円
800円
900円
1,000円

1,200円	1,050円
1,500円	1,100円
1,550円	1,350円
1,600円	1,450円
1,700円	1,500円
1,750円	1,550円
1,800円	1,600円
1,900円	1,700円
1,950円	1,750円
2,050円	1,850円
2,100円	1,900円
2,200円	1,950円
2,350円	2,050円
2,400円	2,100円
2,500円	2,200円
2,650円	2,250円
2,800円	2,400円
3,000円	2,500円
3,050円	2,650円
3,100円	2,850円
3,250円	2,950円
3,600円	3,000円
3,750円	3,100円
3,800円	3,300円
3,850円	3,500円
3,900円	3,650円
4,050円	3,750円
4,200円	3,800円
4,550円	3,850円
4,600円	3,900円
4,900円	4,200円
5,350円	4,400円
5,700円	4,500円
5,800円	4,550円
5,850円	4,750円
6,500円	5,200円
6,950円	5,600円
7,500円	5,650円
7,600円	5,700円
7,650円	5,850円
7,700円	6,500円
9,200円	6,650円
9,450円	7,400円
9,500円	7,550円
9,800円	7,600円
11,400円	7,650円
11,800円	7,800円

を

に改める。

12,150円	9,050円
12,450円	9,400円
12,850円	9,450円
13,200円	9,500円
13,300円	9,600円
13,350円	9,800円
14,500円	11,350円
14,700円	11,400円
15,000円	11,800円
18,200円	12,000円
18,800円	12,300円
18,900円	12,600円
19,250円	12,750円
19,650円	13,200円
21,850円	13,250円
22,000円	13,300円
23,500円	14,350円
26,400円	14,500円
31,850円	14,950円
	17,850円
	18,600円
	18,900円
	19,650円
	21,000円
	21,700円
	23,450円
	25,200円
	30,550円

」

」

様式第3号及び様式第3号の2を次のように改める。
 様式第3号（第7条関係）

収 入 証 紙 購 入 要 求 書

年 月 日

兵庫県指定金融機関

様

証紙売りさばき人

住 所

〔法人にあつては、主〕
 たる事務所の所在地

氏 名

〔法人にあつては、名〕
 称及び代表者の氏名

印

種 類	枚 数	金 額	備 考
30,550円 証紙	枚	円	
25,200円 証紙			
23,450円 証紙			
21,700円 証紙			
21,000円 証紙			
19,650円 証紙			
18,900円 証紙			
18,600円 証紙			
17,850円 証紙			
14,950円 証紙			
14,500円 証紙			
14,350円 証紙			
13,300円 証紙			
13,250円 証紙			
13,200円 証紙			
12,750円 証紙			
12,600円 証紙			
12,300円 証紙			
12,000円 証紙			
11,800円 証紙			
11,400円 証紙			
11,350円 証紙			
10,000円 証紙			
9,800円 証紙			
9,600円 証紙			
9,500円 証紙			
9,450円 証紙			
9,400円 証紙			
9,050円 証紙			
7,800円 証紙			
7,650円 証紙			
7,600円 証紙			
7,550円 証紙			

7,400円 証紙		
6,650円 証紙		
6,500円 証紙		
5,850円 証紙		
5,700円 証紙		
5,650円 証紙		
5,600円 証紙		
5,200円 証紙		
5,000円 証紙		
4,750円 証紙		
4,550円 証紙		
4,500円 証紙		
4,400円 証紙		
4,200円 証紙		
3,900円 証紙		
3,850円 証紙		
3,800円 証紙		
3,750円 証紙		
3,650円 証紙		
3,500円 証紙		
3,300円 証紙		
3,100円 証紙		
3,000円 証紙		
2,950円 証紙		
2,850円 証紙		
2,650円 証紙		
2,500円 証紙		
2,400円 証紙		
2,250円 証紙		
2,200円 証紙		
2,100円 証紙		
2,050円 証紙		
2,000円 証紙		
1,950円 証紙		

1,900円 証紙		
1,850円 証紙		
1,750円 証紙		
1,700円 証紙		
1,600円 証紙		
1,550円 証紙		
1,500円 証紙		
1,450円 証紙		
1,350円 証紙		
1,100円 証紙		
1,050円 証紙		
1,000円 証紙		
900円 証紙		
800円 証紙		
700円 証紙		
650円 証紙		
600円 証紙		
550円 証紙		
500円 証紙		
400円 証紙		
300円 証紙		
200円 証紙		
100円 証紙		
50円 証紙		
30円 証紙		
10円 証紙		
1円 証紙		
今回購入要求計 (ア)		
証紙売りさばき手数料 (イ)		
差 引 額 (ア)-(イ)		
本年度の既買受額 (ウ)		
累 計 額 (ア)+(ウ)		

上記の収入証紙及び証紙売りさばき手数料を受領しました。

年 月 日

兵庫県指定金融機関

様

受領者.....印

注 1 証紙売りさばき手数料の額は、第9条第1項の規定に基づき算出した額とする。

2 本年度の既買受額は、毎年度4月1日から前回までの購入済額とする。

様式第3号の2（第8条関係）

収 入 証 紙 受 領 書

年 月 日

兵庫県会計管理者様

兵庫県指定金融機関

.....印

下記の収入証紙を受領しました。

種 類	枚 数	備 考
30,550円 証紙	枚	
25,200円 証紙		
23,450円 証紙		
21,700円 証紙		
21,000円 証紙		
19,650円 証紙		
18,900円 証紙		
18,600円 証紙		
17,850円 証紙		
14,950円 証紙		
14,500円 証紙		
14,350円 証紙		
13,300円 証紙		
13,250円 証紙		
13,200円 証紙		
12,750円 証紙		

12,600円 証紙		
12,300円 証紙		
12,000円 証紙		
11,800円 証紙		
11,400円 証紙		
11,350円 証紙		
10,000円 証紙		
9,800円 証紙		
9,600円 証紙		
9,500円 証紙		
9,450円 証紙		
9,400円 証紙		
9,050円 証紙		
7,800円 証紙		
7,650円 証紙		
7,600円 証紙		
7,550円 証紙		
7,400円 証紙		
6,650円 証紙		
6,500円 証紙		
5,850円 証紙		
5,700円 証紙		
5,650円 証紙		
5,600円 証紙		
5,200円 証紙		
5,000円 証紙		
4,750円 証紙		
4,550円 証紙		
4,500円 証紙		
4,400円 証紙		

4,200円 証紙		
3,900円 証紙		
3,850円 証紙		
3,800円 証紙		
3,750円 証紙		
3,650円 証紙		
3,500円 証紙		
3,300円 証紙		
3,100円 証紙		
3,000円 証紙		
2,950円 証紙		
2,850円 証紙		
2,650円 証紙		
2,500円 証紙		
2,400円 証紙		
2,250円 証紙		
2,200円 証紙		
2,100円 証紙		
2,050円 証紙		
2,000円 証紙		
1,950円 証紙		
1,900円 証紙		
1,850円 証紙		
1,750円 証紙		
1,700円 証紙		
1,600円 証紙		
1,550円 証紙		
1,500円 証紙		
1,450円 証紙		

1,350円 証紙		
1,100円 証紙		
1,050円 証紙		
1,000円 証紙		
900円 証紙		
800円 証紙		
700円 証紙		
650円 証紙		
600円 証紙		
550円 証紙		
500円 証紙		
400円 証紙		
300円 証紙		
200円 証紙		
100円 証紙		
50円 証紙		
30円 証紙		
10円 証紙		
1円 証紙		
計		

様式第5号の2を次のように改める。
 様式第5号の2（第11条の2関係）

収 入 証 紙 受 払 報 告 書

年 月 日

兵庫県会計管理者様

兵庫県指定金融機関

印

年 月中における収入証紙の受払の状況を下記のとおり報告します。-----

区 分 種 類	収 入 証 紙 受 払 高								備 考
	受			払					
	前月ま での累 計	本月分	累計	前月ま での累 計	本 月 分		累 計	残 高	
枚 数					金 額				

30,550円証紙	枚	枚	枚	枚	枚	円	枚	枚
25,200円証紙								
23,450円証紙								
21,700円証紙								
21,000円証紙								
19,650円証紙								
18,900円証紙								
18,600円証紙								
17,850円証紙								
14,950円証紙								
14,500円証紙								
14,350円証紙								
13,300円証紙								
13,250円証紙								
13,200円証紙								
12,750円証紙								
12,600円証紙								
12,300円証紙								
12,000円証紙								
11,800円証紙								
11,400円証紙								
11,350円証紙								
10,000円証紙								
9,800円証紙								
9,600円証紙								
9,500円証紙								
9,450円証紙								
9,400円証紙								
9,050円証紙								
7,800円証紙								
7,650円証紙								
7,600円証紙								
7,550円証紙								

7,400円証紙									
6,650円証紙									
6,500円証紙									
5,850円証紙									
5,700円証紙									
5,650円証紙									
5,600円証紙									
5,200円証紙									
5,000円証紙									
4,750円証紙									
4,550円証紙									
4,500円証紙									
4,400円証紙									
4,200円証紙									
3,900円証紙									
3,850円証紙									
3,800円証紙									
3,750円証紙									
3,650円証紙									
3,500円証紙									
3,300円証紙									
3,100円証紙									
3,000円証紙									
2,950円証紙									
2,850円証紙									
2,650円証紙									
2,500円証紙									
2,400円証紙									
2,250円証紙									
2,200円証紙									
2,100円証紙									
2,050円証紙									
2,000円証紙									
1,950円証紙									

1,900円証紙									
1,850円証紙									
1,750円証紙									
1,700円証紙									
1,600円証紙									
1,550円証紙									
1,500円証紙									
1,450円証紙									
1,350円証紙									
1,100円証紙									
1,050円証紙									
1,000円証紙									
900円証紙									
800円証紙									
700円証紙									
650円証紙									
600円証紙									
550円証紙									
500円証紙									
400円証紙									
300円証紙									
200円証紙									
100円証紙									
50円証紙									
30円証紙									
10円証紙									
1円証紙									
計									

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項20の改正規定は、同年6月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第295号の2

昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日

から施行する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

2中 「川西北陵高等学校
川西高等学校」 を「川西北陵高等学校」に改める。



兵庫県告示第295号の3

平成21年兵庫県告示第427号の3（収入証紙条例施行規則に規定するその他の証明手数料）の一部を次のように改正し、平成27年 4月 1日から施行する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

本文 7中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改め、同 8中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改める。



兵庫県告示第295号の4

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、1については平成27年 4月20日から、2については平成27年 4月 6日から適用する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中

「	あわじ島農業協同組合広田支所	南あわじ市広田広田	」
---	----------------	-----------	---

を

「	あわじ島農業協同組合本所 同 広田支所	南あわじ市市青木 南あわじ市広田広田	」
---	------------------------	-----------------------	---

に改める。

2 表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中

「	同 北阿万支所	南あわじ市筒井1710の2	」
---	---------	---------------	---

を

「	同 北阿万支所	南あわじ市北阿万新田中	」
---	---------	-------------	---

に改める。